

## 企画展に伴う展示室造作業務委託仕様書

秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）に、企画展に伴う展示室造作業務について、本仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

### 1 目的

資料の特性に応じて適切に展示するとともに、観覧者が快適に観賞できる展示室を造作するため、以下の業務を行う。

### 2 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年7月27日まで

### 3 業務内容

#### (1) バナー製作、設置

観覧者の目に留まるよう、企画展示室入口にバナーを設置する。

##### ア デザイン

甲が提示する素案をもとにデザインする。

##### イ 仕様

設計書および別紙図面のとおり

##### ウ 設置

(ア) 甲が指示する場所に、バナーを吊り下げするためのピクチャーレールを取り付ける。

(イ) ピクチャーレールに吊り下げたバナーBは、下辺にロープを取り付け床面に置く重りと連結し固定する。

#### (2) 展示台製作、設置

##### ア 仕様

設計書のとおりとするが、以下の点に特に留意すること。

(ア) 下地からの有害ガスを遮断するため、下地となる合板をアルミシートで包み込むこと。

(イ) 仕上げのクロスには有害ガス放散抑制処理済みクロスを使用すること。

(ウ) 斜台の傾斜角は甲が指示する。

##### イ 有害ガスの測定

甲が提供するパッシブインジケータで有機酸とアンモニアの状態を測定し、資料に対する安全性を確認すること。測定の結果、有害ガスを検出した場合はしかるべき措置をとること。

##### ウ 設置

(ア) 甲が指示する場所に整然と設置すること。

(イ) 展示台を設置するケースの床面にある埃は粘着テープ等で取り除き、ガラス面に付着している油脂等はガラスを傷つけない方法で取り除くこと。

(ウ) 展示台を設置するケースの壁面に掲示しているパネル等のうち支障があるものについては、甲が指示する場所に移動すること。

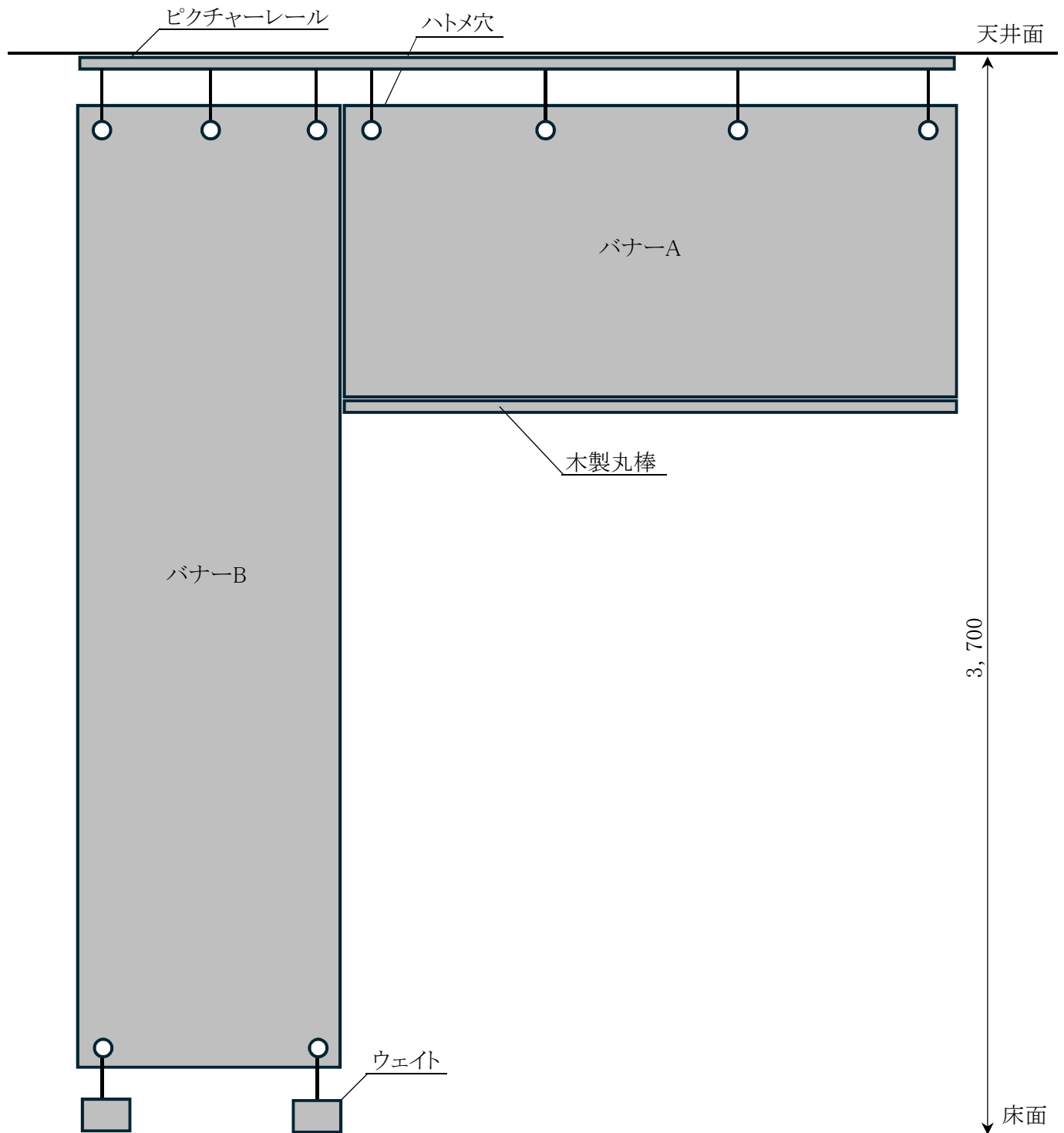
#### 4 業務の完了

乙は、業務が完了したときは、業務完了報告書に写真を添えて速やかに提出すること。

#### 5 留意事項

- (1) 本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。
- (2) 業務上必要な物品等は、全て乙の負担とする。
- (3) 乙は本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。
- (4) 業務により第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。
- (5) 本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えい等について管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。
- (6) 関係法令の遵守  
乙は、本業務を履行する上で関係法令等を遵守すること。
- (7) その他  
本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙で協議し定めるものとする。

別紙図面



- ※天井はロックウール吸音板仕上げ。ピクチャーレールはライトゲージスチールに確実に固定すること。
- ※床はタイルカーペット貼り。適量なウェイトを設置し、バナーBを固定すること。
- ※ハトメ穴は、バナーの用途に応じた適切な数量を設けること。